

## 平成 26 年度第 2 回児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 26 年 8 月 12 日（火）10：00～12：00
- 2 開催場所 青森市役所議会棟 4 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、長内幸雄委員、木村聖一委員、  
鳴海明敏委員、道川晋司委員、森理恵委員
- 4 事務局出席者 健康福祉部長 赤垣敏子、理事 能代谷潤治、  
子どもしあわせ課長 小倉信三、  
浪岡事務所健康福祉課副参事 加福拓志、  
子どもしあわせ課副参事 西澤哲司、副参事 太田直樹、  
主幹 竹内巧、主幹 松島豊、主査 駒ヶ嶺祐、主査 川村拓、  
主査 板橋史知、主事 山内一潤
- 5 会議内容
  - 1 開会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 審議案件  
平成 26 年第 3 回青森市議会定例会に提出する条例案について
  - 4 報告案件
    - (1) 平成 26 年度青森市子ども会議の進捗状況について
    - (2) 平成 26 年度第 2 回青森市子ども・子育て会議の概要について
  - 5 閉会

審議案件 平成 26 年第 3 回青森市議会定例会に提出する条例案について

事務局より資料 1-1～1-5 について説明

### 質疑・応答

#### ○委員

1-3 の条例案の第 42 条で、他の施設と違い、訪問して保育を行うということだと思うが、事業所の規定で、「事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画」とは具体的に何平米というのがここには記載されていないというのは、省令の基準がそのようになっているからか。

#### ○事務局

居宅訪問型は、障がい児や就学ができないお子さんを 1 対 1 で、ご自宅などで保育する

という保育事業である。省令においても、具体的な数字が決められておらず、本市においても、保育の安全を確保できる専用区画での保育をお願いするという事で、このような書き方での条例の取りまとめをしている。

○委員

居宅訪問型保育事業とは、病気や障がいのある子が、集団での保育がなじまないという場合に、頼めばその子どもの自宅に保育者が来て、自宅でみてもらえるということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

この事業を行う事業者というのは、どのような方が考えられるか。

○委員

資格などは必要ないのか。

○委員

研修が義務付けられている。研修を受け、市が認定した方になる。

○事務局

ヘルパーをイメージしていただければよいと思う。個人が登録して、何人かスタッフをかかえて、携わるスタッフは、必要な研修を終了し、保育士または保育士と同等以上の知識、経験を有して、市町村が認める者でなければやってはいけないとなっているので、市町村が認定した人を集めて、事業所を立ち上げることも可能となる。そして、依頼があれば、対象者宅に派遣するというイメージになる。

○委員

今のところ、青森市では、この事業をやろうという方はいるのか。

○事務局

市としては、現時点では、把握していない。

○委員

まず、家庭的保育者としての研修の受講が必要になるが、青森県内には、研修そのものがない。家庭的保育者が職員になれるので、該当する方がいない。保育士でも、家庭的保

育者に対応できる研修を受けてからでないといけないことになっている。

○委員

届出制なのか。認可制なのか。

○事務局

認可制である。

○委員

事業を行うためには研修が必要という話があったが、研修の計画などの作業はしているのか。

○事務局

家庭的保育事業に従事する方の研修を市が実施しないとできない。

○委員

現実に動いているものとして、放課後児童健全育成事業の指導員があるが、今後は、指導員については、都道府県がまず研修を設けないといけないことになっている。研修を受講した者でないと指導員になれないが、経過措置がある。家庭的保育事業は青森県内では動いていないので、都道府県や市町村が研修を設けないといけないと思う。

○委員

条例案の2ページ第6条、一般原則で、「その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき」となっているが、これは、昼間親が家庭にいる子どもは対象にならないことになると思うが、それは、この事業の性質上、仕方がないことなのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

子どもたちの居場所づくり、健全育成ということを考えた時に、親が働いている子はこの制度を利用でき、親が家庭にいる子は利用できないということになるのか。

○事務局

放課後児童健全育成事業はその通りであるが、教育委員会の「放課後子ども教室」については、保護者が就労している、就労していないに関わらず利用可能である。また、小学

校区すべてにあるわけではないが、児童館など、子どもの居場所については整備させていただいている。

○委員

9ページの附則の5で、人数のところ「おおむね40人以下」と定めるが、当分の間、「利用者の安全が確保される人数」というのは、現実に40人を超えているところがあるということなのか。

○事務局

平成27年4月までに、場所、空間を確保するために努力するが、限りがあるので、当分の間という経過措置を設けさせていただく。

○委員

1-5の放課後児童健全育成事業の第10条の3項に児童支援員の資格が詳しく定めているが、研修の実施については県レベルになるか。

○事務局

県レベルと聞いている。

○委員

それが支援員の採用の条件になるということか。

○事務局

そのとおりである。ただし、いつから研修を行っていただけるのかは不明である。

○委員

以前、子ども総合計画の中で、ますますニーズが高まっていく中で、支援員の資質、それに対する研修の重要性というのが議論になったと思うが、研修の部分はこの条例では触れていないが、それも含めて県レベルということに理解してよいか。

○事務局

放課後児童支援員になるための研修については、県で設ける。市としては、放課後児童会の質を高めていくということは当然のことであるので、これまでも定期的に研修を行っているが、今後においても、放課後児童会に携わる方の研修は市独自でやらせていただく。

○委員

単に量的にニーズが拡大しているのではなく、子どもの貧困や、いろいろなことを抱えている子どもがいる中で、スクールソーシャルワーカーの必要性や、その辺りを見抜くといった点では期待されると思う。1号から9号までみると、だいたいの人が該当するという感じになっているが、かなり専門的な力が要求されると思う。

○事務局

加えて、最近では、保護者が就労していれば、特別に配慮、支援が必要な子どもも、通常の放課後児童会を選択することが多くなっているため、より専門性を持って対応しなければならない場面が多く見られる。研修、質の問題については、しっかりやっていないといけないと思っている。

○委員

放課後健全育成事業は、学年の制限はあるのか。

○事務局

小学6年生までに拡大された。

事務局より資料1-6について説明

**質疑・応答**

○委員

この条例全体が廃止されるということによいか。

○事務局

はい。

事務局より資料1-7について説明

**質疑・応答**

○委員

幼保連携型に移行するものもあるのか。

○事務局

新たに幼保連携型認定子ども園に移行して申請があった場合には、この場で審査をしていただくことになる。

○委員

青森市内には幼保連携型というのはない。幼稚園型が移行するとすれば、新たな申請、認可が必要となる。

○委員

これは、健康福祉審議会の中の児童福祉専門分科会が行うことになるか。

○事務局

そのとおりである。

事務局より資料 1-8 について説明

**質疑・応答**

なし

報告案件（1）平成 26 年度青森市子ども会議の進捗状況について

事務局より資料 2 について説明

**質疑・応答**

なし

報告案件（2）平成 26 年度第 2 回青森市子ども・子育て会議の概要について

事務局より資料 3 について説明

**質疑・応答**

○委員

量の見込みの算出について、利用実績とニーズ調査が乖離しているからといって補正をするというのは、おかしいと思うがどうか。

○事務局

国が示した算式に青森市のニーズを入れたところ、あまりにも乖離があった。これは、青森市だけではなく、他の自治体でも同じような傾向が起きているようである。改めて一つ一つ乖離が起きないように国の算式に入れ、実態と乖離がある場合には、検証し、補正するなどして、より本市の実態に即した量の見込みになっている。